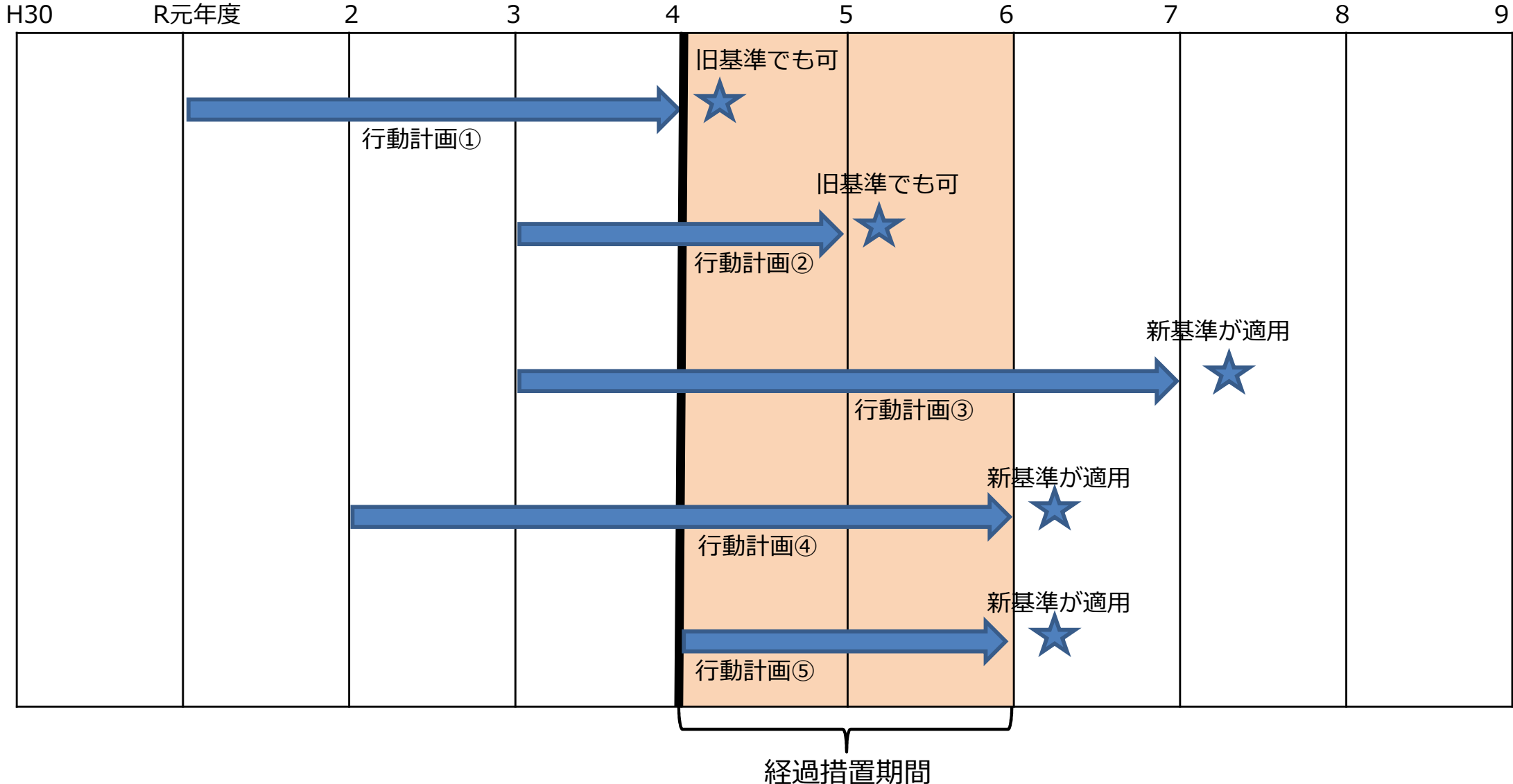


男性の育児休業取得率等に係る経過措置について

男性の育児休業取得率等（注）は2年間、旧基準によって申請することができる。

（注）男性の育児休業等取得率・育児休業等と育児目的休暇の合計の取得率に加えて、
 プラチナくるみん認定における女性の継続就業率のうち今回引き上げられたもの（55%→70%）を含む。

男女の育児休業取得率等を「両立支援のひろば」 (<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>) で公表することは必要。

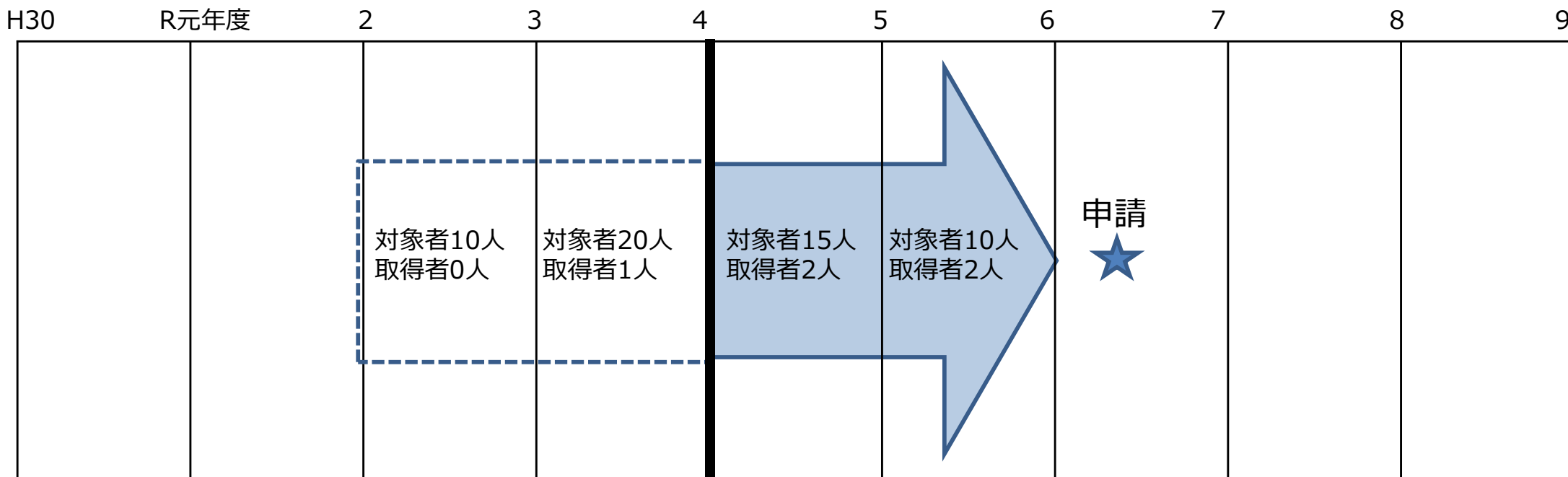


※計画期間の時期にかかわらず、経過措置期間に申請を行った場合、旧基準で認定を受けることができる。

令和3年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置について

施行後の行動を評価するため、令和3年度末までに開始した行動計画で、令和4年度以降にくるみん・プラチナくるみん等の認定申請を行う場合は、令和3年度末までの計画期間を含めずに、令和4年度以降の計画期間を計画期間とみなすことができる。

【例】 くるみん認定申請に係る計画期間が令和2年度から5年度までの4年間であった場合



令和3年度末までの計画期間を含む
計画期間すべてを対象にした場合

育休取得者5人
対象者55人 = 9% ←新基準（10%）未達

令和4年度以降の計画期間を対象にした場合

育休取得者4人
対象者25人 = 16% ←新基準（10%）達成

※認定基準（くるみん）・・・計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合 旧基準7%、新基準10%
 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者と育児目的休暇を取得した者の合計割合 旧基準15%、新基準20%
 ※認定基準（プラチナくるみん）・・・計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合 旧基準13%、新基準30%
 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者と育児目的休暇を取得した者の合計割合 旧基準30%、新基準50%
 計画期間の開始日から終了日1年前までの間で出産した及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち1歳時点在職者割合 旧基準55%、新基準70%